

第8回山梨県地方税制等検討会議事録

- 1 日時 令和4年1月31日（月）午後2時～3時55分
- 2 場所 山梨県立図書館2階多目的ホール（オンライン開催）
- 3 出席者
（委員）青木宗明、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘※、関口智、西山由美、野村千佳子、
三神治彦、村田俊也（敬称略・50音順）
（事務局）市川総務部長※、入倉総務部理事※、植村税務課長※、奈良総括課長補佐※、
企画・課税担当（3名）
「※」は会場にてオンライン出席

4 次第

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 地下水に着目した法定外税についての報告に向けた整理

- ①関係団体からの意見を踏まえた議論
- ②これまでの議論のテーマ毎の整理

イ その他

5 配布資料一覧

資料1	法定外税検討の背景
資料2	本県の財政状況
資料3	法定外税の検討の経緯
資料4	本県における地下水利用の状況
資料5	地下水に着目した法定外税の検討
資料6	今後の制度設計にあたっての留意事項
参考資料①	税制提案に対する意見等取りまとめ結果（県内関係団体）
参考資料②	税制提案に対する意見等取りまとめ結果（申入書提出団体）

6 議事等の概要

1 関係団体からの意見を踏まえた議論

（会 長） それでは議事を始めさせていただきます。

今回の検討会は地下水に着目した法定外税についての報告に向けた整理としておりますが、まずはじめに、先日いただいた関係団体からの意見について、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

それでは事務局から添付資料の説明をお願いします。

（事 務 局） それでは、事務局より御説明させていただきます。

前回の検討会では、県内関係団体並びに申入書提出団体からの各税制案に対する書面による意見聴取の取りまとめ結果をお示しさせていただきました。

また、そのうちの7団体におかれましては、直接会場にお越しいただき、意見説明を行って

いただいたところでございます。

今回、各団体からの意見について意見交換をしていただくにあたり、前回、第7回検討会にてお配りさせていただいた県内関係団体の意見並びに申入書提出団体の意見を参考資料①及び参考資料②として改めてお配りさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは各団体からいただいた御意見について、各委員の御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

ではお願いします。

(委員) ミネラルウォーター業界の方には十数年前にもお話をお伺いしておりますので、その辺りの事情も含めて今回いただいた意見について、税の専門家としての立場から口火を切らせていただきたいと思います。

皆様のお手元の参考資料2、これが、全国清涼飲料連合会並びに日本ミネラルウォーター協会から事細かにお寄せいただいた御意見ですが、前回、直接御意見をいただける機会があって大変良かったと思います。

こちらの参考資料2を見ながらお話をさせていただきたいと思います。

税の専門家の立場から申し上げますと、前提としている税の理論で誤ったところが多かなどと思うのですが、折角お越しいただいてお話をいただいておりますし流してしまつては申し訳ないので、番号に従ってお話をさせていただければと思います。

今御覧いただいている参考資料2の資料ですけれども、①②③④という形で番号が振ってございます。

そのうち、大きく分けますと①及び②というのは「取水に関する税はおかしいだろう。」という御意見です。

我々としては、現段階では最終判断はしていない訳ですけれども、案Bの方であれば①と②の御批判とは全く関係がないということになります。

これは①と②は、案Aの方に対する御批判ということになります。

繰り返しにはなってしまいますが、この点で私自身の立場を少しはつきり申し上げたいと思いますが、十数年前の報告書にも、「移出課税」が入っているのは私の発言ですし、今回、2年前に県議会からお呼びいただいて御提案させていただいたときにも、案Bといいますか、移出課税ならできるでしょうという提唱をさせていただきました。

ですので、私の立場からする①と②は取水に関する税ですので、私からはこの御批判に対するコメントはスルーしたいなというふうに思います。

もしも、案Aを御支持される御意見をお持ちということであれば、これについて他の委員の先生方の御意見をいただければと思いますが、少なくとも①と②については私の意見とも合っていないので、時間節約をさせていただければというふうに思います。

ページが変わって③ですが、これは少し失礼な言い方になるかもしれないのですが、色々なものがごちゃごちゃに入っていて何をおっしゃっているのかよくわからない部分が多いように感じます。

全体とすると③の「地下水の飲用目的の取水行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く」という部分で、これに三つか四つぐらいの御意見がごちゃっと入っているので、全体として何をおっしゃっているのかよくわからないのですが、パーツパーツについては、後ろの方でもう1回同じことを語られていますので、そちらでコメントさせていただければと思います。

次に④、⑤、⑥ですが、④については、財政学者若しくは租税法の学者という立場からすると「地方税は応益課税」という部分は許容できない前提条件になっております。

「地方税は応益課税」という意見が、総務省も含めて世の中に出回っていて、我々財政学者は今、大変に困っています。

というのは、応益課税というのは「利益に応じて課税しますよ。」ということですから、行政サービスの利益に応じて課税するということになりませんが、そもそも、そんなことできる訳がない。

公共サービスの利益がわからないから政府が担当している訳で、もし公共サービスの利益がわかって、幾らに相当するかがわかるのであれば、これは民間企業に任せるべきだというのが当然の意見、当然の考えになります。

ですから、政府の行っている仕事の財源を確保するために応益で課税するというのは、無茶苦茶な意見になる訳です。

ですので、そもそものこの「地方税が応益原則にあるから応益原則に反している。」という御批判は、そもそもが無茶苦茶なことを言っているので、ぜひ改めていただきたいなど。これにはしっかりと反論させていただきたいと思います。

応益課税、確かに地方税は国の税金よりは、応益を意識しろというのは、ここまでは正論なんです。

狭い地域に皆さん住んでいますから、おおよそ行政サービス受けているでしょう。

都道府県の事業税を外形標準化するとき、応益だから外形標準課税しましょうという話を色々ところで何百回と喋ったり、原稿を書いたりしたものですから、そのせいで、地方税イコール応益というイメージができてしまい、総務省でもそのフレーズを使うことが多くなってしまって責任を感じておりますけれども、今改めてこの時点まで来ると、応益でどうやって税金を配分するのですかということ、改めて反論させていただかないといけないということになります。

そもそも、前回十数年前に、山梨県が応益で課税すると言って、その時に私は違いますよということをおっしゃっていたのですけれども、それに対して業者側からは反対の意見として「応益で課税されたら堪らない。」ということ、当時はおっしゃられていた訳で、今回何でそれがひっくり返っているのかなっていうのも意味がわかりません。

いずれにしても、会長もこの点、非常に引っかかるのではないかと思いますけれども、この「応益課税原則が地方税で、それに基づいて水平だ。」というのは、あまりにも無茶苦茶だということをおっしゃっていただきたいと思います。

⑤と⑥なんですが、これらに共通しているのは、山梨県の県としてのイメージが悪化するみたいなことをおっしゃっているのですが、いずれにしてもその前提として何があるかとい

うと、この税が転嫁するというのを前提にしてこの御意見があります。
こちらについては、我々税金の専門家からすると、これは事業者課税の直接税ですから、転嫁は想定していませんとしか言いようがないです。

税の設計と構想をする立場、特に税法の学者からすると、直接税は転嫁しません。
ですので、転嫁を前提にして山梨県のイメージが悪化するというのは余りにもひどい言い方ですよという話になります。

ですので⑤と⑥について「転嫁を前提として」というところを省くとなると言うことがなくなりしますので、ちょっとここもかなり酷いこと言っているのではないかなというのが私の印象になります。

まとめますと、①、②は取水課税である[案A]に対する御批判なのでスルーいたしました。

③は、ちょっとごちゃごちゃしておりましたので後ろで要約させていただきました。

④については応益課税というのがそもそも間違っていますということです。

⑤、⑥については、前提としている転嫁するというところの認識が全く違いますということで、私の方でとりあえず口火を切らせていただきましたので、あと、同業の先生もいらっしゃいますし、税法の先生が会長ですので、あとはよろしくお願いいたします。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

それでは他の委員はいかがでしょうか。

例えば今ですね、地方税は応益課税ではないというお話が出てきた訳ですが、私自身はその考え方は割と賛成ですけども、どうでしょう。

財政学で一般的な考え方なのかどうかというのは、やや疑問なところもある訳ですが。

委員の皆様いかがでしょうか。

(委員) すいません。

私よりも他の先生に言っていただいた方が公平感があると思いますが、我々の財政学では地方税と応益の関係については定説で理解しています。

というのは、地方税は国税と違い、先ほども言ったようにメンバーが限られていて狭い範囲なので、政府の行政サービスとくっついているという感覚はあります。

ですので、税金をかけるときにも、皆さん行政サービスを受けているのだからその費用を皆さんで分担しましょうねという考えまではオッケーなんです。

ただし、実際にこれを応益で税金を分けるとなると幾らで分けるとい話になりますから、この部分で先ほど申し上げたように、利益を金銭化することができない。

だから、政府が担当しているんだと。

この考えからすると、応益を意識して課税を考えることはいいんだけど、実際の配分のところでは、応益で分けることはできない。

これをやろうとすると、政府のサービスはみんな等しくやっているのだから均等に分けてしまえみたいな話になって、住民税の均等割が出てくるという話になるわけですけども、財政学では、これを要約して結論から言いますと、地方税は、応能課税をベースにすることは間違いないんだけど、そこに応益を加味することができるというのが、財政学者の定

説だというふうに思っています。

他の先生に補足していただければと思います。

(会長) 委員の皆様、いかがでしょうか。

ではお願いします。

(委員) 今の説明で、私は必要十分ではないかなと思います。

課税の配分に関して、租税負担の配分に関しては、応益原則を貫こうとすると必ず論理的に無理が生じるということで、応能原則を基準にすべきだと。

それで、地方税では応益も必要によっては、場合によっては加味することができるという程度で、応益原則のもとにあるという理解では全くないと思います。

はい、以上です。

(会長) ありがとうございます。

それでは他の委員の方々もいかがでしょうか。

もう一つ触れますと、⑤と⑥のところで出てきました転嫁は想定しないという点については、恐らくそれに対する反論としては、実際に転嫁するかどうかの問題なのだという事を言われるとは思いますが、それについては法人税などと同じで検証のしようがないということでしょうか。

(委員) 主にミネラルウォーター協会からの御意見のところとも関わりますけれども、この点、以前にも触れたことがございますが、事業者、地下水を揚水している事業者には水源の涵養義務というのを条例で課している。

このことについては一定の配慮を求めたいと思います。

これは、県の地下水保全条例では、地下水に関する県の基本的な考え方を示していると思っておりますが、そちらと整合的な施策というのが求められるのではないかとございまして、これも特になにか特例措置を設けてほしいとかそこまで言うつもりはないのですけれども、ただ報告書に一言ですね、こういった点について注記してもらえればありがたいと思います。

(会長) 他にいかがでしょうか。

それではお願いします。

(委員) ミネラルウォーター協会の御意見もそうなのですが、他の団体も含めてですね、御意見を眺めていって、新しい法定外税を検討していることの趣旨が実はよく伝わっていないのかなというふうに感じた次第です。

といいますのも、そもそもはその歳入に関する自治の能力を高める。

そのために、協力、企業だけではなく県内全体に協力を仰ぎたいということですが、ではどこに協力をお願いできるだろうかと考えたときに、県民の共有する財産を使って営利活動をしているところには、それなりの富があるのではないかと、そこで御協力をいただけないだろうかという話だと思うのですが、その部分が、そもそも伝わってなくて、単に新しく負担を求められているという、単にその部分だけを切り取って色々御意見を述べられている。

そういった御意見が多かったかなという印象を持っております。

具体的に、どの点でそう感じたのかということよりはですね、漠然と全体の御意見を眺めていて、まずそのように感じましたということです。

はい、以上です。

(会長) ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

お願いします。

(委員) 前回の皆さんの発言を聞きましたけれども、それぞれの立ち位置があるので、どうしてもそれに沿った発言ということになるので、いわゆる第三者の発言ではない訳なのですが、幾つかは考えさせられるところがあって、私は先ほど転嫁の話がありましたけれども、価格に転嫁するしない、どのくらい転嫁する、それは事業者の価格決定の問題であるから、この委員会でそれを議論するということには当然りませんが、先ほどの⑤、⑥の地方税法第 261 条のところですが、これは最終的には総務省の同意の要件になっている訳ですが、この委員会として、この税が導入されたら、その流通にどうこうといったところを、この委員会で議論する立場にはないのではないかなど。

全く影響がないということは当然言えなくて、何らかの影響はあるし、山梨県のシェアの多分 40 何%というふうに聞いているので、当然に影響はあるけれども、この委員会でその影響を考える、この流通にどの程度の障害があるかないかということを議論する委員会ではそもそもないのではないかなどというふうに思っています。

この間の発言を聞いて私が思ったところは一応そんなところですよ。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

この地方税法第 261 条の要件といいますか、これに関してはもちろん総務大臣の同意が必要なのですが、私としては、これが否定されることはないというふうな意見でございます。お願いします。

(委員) よろしいでしょうか、すいません。

私も会長と同じ意識なので、実は先ほどスルーしてしまいました。

いわゆる法定外税の 3 要件ですが、この 3 要件に引かかるか引がかからないかと言うと 1 番目の「税源を同じくする」、これには引がかからない訳です。

2 番目の「流通」、今の議論で他の委員から御指摘いただいた部分ですが、これはあくまでも自治税務局の審査若しくは地方財政審議会の審議というところになりますと、そもそもこの税は何なのかというところから入りますので、となると事業者に対する直接課税なので、消費流通税ではありませんという整理がまずはなされることは間違いのないと思います。

そのあとに実態がどうなのかというところを、総務省若しくは地方財政審議会が審議するのかどうかというところ、議論はする、多少はするだろうとは思いますが決定事項にはならないと思います。

要は、今申し上げたように税の位置付けというところから入りますので、これは消費流通課税ではありません。

従って、消費流通を乱すことはない税ですという整理になるんだろうと思ったのでスルーしてしまいました。

そして、もうひとつ業界の方が言うております3番目の「国の経済政策に関わるものかどうなのか」ということですが、全く関わりませんので、実際にこれに関わったのは今までで唯一、横浜市の馬券税で、どうして関わったのかというと馬券が農水省の財源だったということで国の財布に手を突っ込んだものですから、いやこれは国の経済政策と相反するぞということで止められたというのが唯一の例ですので、地方税法第261条はすごい抽象的な条文なのですが、引っかかることはまずないと、間違いなくないというふうに思っております。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

お願いします。

(委員) 前回、各団体のお話を聞くことができ非常に勉強になりましてありがとうございます。

長く、地下水に着目した法定外普通税の導入に取り組まれてこられた委員に敬意を表するとともに、申し訳ないですけど、やはり私は新税の導入に対して懐疑的な感覚、考え方を、前回の聞き取りで払拭することはできませんでした。

その理由としましては、例えば前回の全国清涼飲料連合会等の御意見などを聞いておりますと、先ほどから価格に反映される、売上価格に転嫁されるかどうかという問題ですけども、これは、価格は市場が決めることですから転嫁するかしないかは市場が決めること、事業者が決めることとはいえ、法的には転嫁は予定されていないけれども事実上転嫁されるということはもう明らかかと思えます。

そうしますと、法的には別としても、経済的には二重課税、二重負担ということが生じている訳で、この税の二重負担という場合に、それが正当化されるのは、例えば煙草とかお酒ですけれども、こうした嗜好品、嗜好性の高いものについては、それは正当化されるかもしれないけれど、果たしてこの飲料水というのはどうなのかということです。

全国清涼飲料連合会の方が度々命の水だということをおっしゃってございましたけれども、ミネラルウォーター、この水というものは私達の生活には必需品だというふうに言えるかと思えます。

それから2点目ですけれども、物品とサービスに対する課税について、間接税であれ直接税であれ、物品とサービスに対する課税が上手くいくかどうかということにつきましては、比較的この課税が上手くいったニュージーランドの研究などがあるのですが、その結論は明白で、納税者である事業者が新しく導入する税に対して、納得がいくか、協力できるかというところがあるかと思えます。

当然、事業者は納税義務者ですから税の導入には反対なのだけれども、どういう場合に納得できるかという、二つ条件があってひとつはフェアだということです。

フェアというのはつまり自分たち事業者だけが狙い撃ちされていないという点です。

2点目は、仕組みが簡素だということです。

ところが前回の山梨県の商工会連合会の御意見は「案B」について「条件付きで賛成であるけれども、山梨県に還元される税である観点から、県内本社企業に対する軽減税率をお願いしたい。」ということで、一旦導入されますとそれぞれの業界からの要望もあつたりして、優遇、それから特別措置、それから軽減税率の設定などもされて非常に複雑になっていくのではないかと。

つまり、フェアでもあり簡素であるという事業者の納得する条件というものが満たされないのではないかと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

お願いします。

(委員) 前回の意見を聞かせていただいて、感想に近いものになるかと思いますが、ひとつは、やっぱり法律問題について私は詳しくわからなかったので、先ほど、委員に御解説いただいてよくわかりました。

少しそこが非常に不安な点だったのですけれども、そんな中で、やはり先ほども皆さんからお話がありましたが、やはり立場が立場ですので、想定された意見が出てきたのかなという感じはしております。

ただ、「案B」については、先ほど商工会連合会様もそうですけれども、条件付きであればとかです、一定の容認はされるというような感覚も持ちました。

特に県内の関係団体さんはそういったような意見だったのかなと感じます。

やはり県内の富というものに着目したということについて、富が県から外へ出て行くというか、大半はそうだと思うのですけれども、そういうことについて課税をするということは、県民としては理解ができるというふうに感じたのではないかなと思いました。

ただ一点、私が思ったのは、観光税の話が少し出てきたかというふうに思います。

やはり観光業者さんも県内の自然を含めた県内の有利性というものをバックに事業を営んでいるというところがあって、そこにも課税すべきではないかという意見があったことについては、私も少しそういう考え方もあるのかなという感じはいたしました。

とりあえず以上です。

(会長) ありがとうございます。

ではお願いします。

(委員) 前回のお話を聞いた印象になってしまうのですけれども、この検討会でいろいろ詰めたプロセスというのが、どうもあまり汲み取っていただけてないかもしれないなというふうに、言い方を替えると、結論のところから色々議論を推察されて意見を述べられている面があるのではないかなと思いました。

例えば何かというと、先ほど委員もおっしゃっていたと思うのですが、狙い撃ちかどうかという観点です。

この検討会では、「案A」・「案B」と方向性を詰めていって課税最低限等の議論をしました。

そのような議論の中では、ある水準にしてみると、このぐらいの業態の方々が残りますとか、そういう手続きを踏んできたと思うのですね。

ですので、これまでの検討会の議論でも強調されてきましたが、その手続きを踏んでいったところについての説明は、やはり丁寧にすることが必要ではないかというふうに思います。ふたつめは、そもそもの考え方についての議論というか、この検討会の位置付けというか、そういったものが過去のミネラルウォーター税の議論と、こちらの検討会の議論が連続しているような形で捉えられていて、結論を見られて発言されているという感じがしました。この検討会は、地下水の価値というところに着目をして、議論を積み上げていって、地域性を持つ地下水の価値に担税力を見いだして、どういう形で御負担いただくかを議論してきたので、その発想を起点にした絞り込みのプロセスに関しても、この検討会の報告書でどこまで丁寧に説明するかということではないかと思うんですね。

私の理解ですと、この検討会の報告書は方向性などを整理して、幾つかの選択肢を示して、その上で、実際には議会で決めていくことになると思いますので、議会で決める時の選択肢ですとか、或いは考え方の整理とプロセスを示すということに少し重点を置く必要性が高いのではないかという気がしました。

とりわけ、狙い撃ちじゃないかということに関しては、この検討会でも、プロセスを丁寧に示していって、どういう基準にしていくとこのようになっていくという、そこを示すものであって、その絞られたところで課税するかどうかという判断をこの検討会ですとか、そういう方向性のものではないのではないかなという気がしました。

ですので、基本的には、**案A**というより**案B**の方を支持される団体さんが多かったかなという印象はございますので、そういう意味では、その地下水の価値というものを貨幣価値に変換している行為、そこに課税をしていくという考え方を示した上で、それをどういうふうに住民の方が考えていくかということなのだろうと思います。

考え方も歴史とともに色々と変わっていくと思うのですが、とりわけ水というものに関して、コモンズ（共有財）的にとらえるような、こういったものをどういうふうに考えていくのかと言うのは、次第に変化していっているものでもあると思いますので、それを私どもがどういうふうに整理をして議会に示していくのか、そこなのかなという気がしました。

すいませんちょっと感想ではあるのですが、検討会の位置付けに関して感じたことです。

(会長) ありがとうございます。

私も、この検討会はそういった趣旨のものであるというふうに理解して進めてきたつもりではございますが、それともうひとつ、これもこれまでの検討会の中でも御指摘がありましたが、この検討会の検討のプロセスはできるだけ示していくことにしたいと考えております。

さて、関係団体からの御意見がありました。こういったものを全体的に見ていただいて、委員はどのような御意見をお持ちになられたでしょうか。

(委員) すいません。

皆様の御意見をお伺いする中で私自身が最も不安に思ったのは、特にミネラルウォーター業界等から話の出ました税のあり方として正しいのかどうなのかということですが、この辺りは我々素人とすれば最も気になったところです。

この部分につきましては、専門の先生方がいらっしゃいますので、特に反対の御意見に対し

てはきちっとした理論武装というか、報告書の中に示していただきたい。

また、私ども素人にもわかるような形で御説明していただきたいというふうに考えております。

検討会のあり方については、先ほどの委員のお話がありましたとおり、やはり我々は、結論を出すということではなく、議会で十分議論をする中で議論に値するような、きちっとした検討結果を示していければいいのかなというふうに思っております。

いずれにしても皆様の御意見を聞く中では、それぞれの立場の中で、それぞれの御意見がありますので、それはそれとして参考にさせていただいて、そうしたものも踏まえた上で、やはり山梨県にとって貴重な財産をどのように活かすのかという観点で前向きに考えていきたいなというふうに考えております。

反対の御意見がある中で、きちっとした理論武装をお願いしたいと思います。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

どこまでできるかわかりませんが、できるだけ上手く説明できるようにしたいと思います。委員はいかがでしょうか。

(委員) 地下水に着目した法定外税の意見の中の、全国清涼飲料連合会の意見、特に12ページ、13ページを見てみますと、ミネラルウォーターのために森林税も払っているし社会貢献的なこともやってきていると、それなのに二重にも三重にも取られているところもあるし、自分たちがやっていることも評価してもらえないのは残念だということですか、多分反対のためということでは今後どういう影響が出るかということでは経営への悪影響ですか、ブランド力が下がっていくのではないかということも書かれていて、それはどの程度の影響が出るのかというようなことと、あとやはり山梨県のミネラルウォーターのブランドといたものを高めるために広告宣伝費ですとか様々な経営資源を投下してきた結果として生まれてきたものなのに、儲かるからといって取られるのは感情的に許せないみたいのところも感じまして、やはり二重にも三重にも事実上払っているようなことになっているという事実がどうなのかということと、あともうひとつは、この税を課すことによって、山梨県にマイナスの影響がどの程度想定されるのかというようなこともやはり考慮しなければいけないかなというふうに思いました。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。

委員の方々からは一通り御意見を伺いましたが、更に追加して触れたいところがございますでしょうか。

御意見を伺っておりますと、この意見内容、特に新税導入に反対の意見に対する反論もありましたし、或いは、それに一定の説得力があるという御意見もあったかと思えます。

この点につきまして私が聞いていたところでは、やはり一番のポイントは地下水に着目して課税をするというその大元のところが理解が得られるかどうかということであるように思えます。

そのところは、これも複数の委員の方から御指摘がありましたとおり、この検討会でも

検討のプロセスをできるだけ丁寧に示していくということが必要なのかなと、委員の皆様の御意見を伺って、そういった印象を持ったところでございます。

更に言いますと、税の導入による県の経済への影響であるとか、あるいは目下の経済状況との絡みとか、そういったところはここで判断するというよりは、恐らく県議会で判断すべきことだと思ひまして、そういったところへの留意をを求めるということになるのではないかと思います。

税が複雑化する危険性ということについても同様に、これもそういったところへの注意を促すということになるでしょうかね。

皆様いかがでしょうか。

ちょっとまとめになってないようなまとめで恐縮でございますけれども。

それでは、もしよろしければ次の項目に移ってもよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

2 これまでの議論のテーマ毎の整理

(会 長) それでは、次にこれまでの議論のテーマごとの整理ということで報告に向けた議論を進めて行きたいと存じますので、お配りしております資料1から資料6によって事務局からの説明をお願いします。

(事 務 局) はい、それでは事務局から報告に向けた整理の議論のために作成し、本日皆様にお配りした資料について説明をさせていただきます。

検討会では、これまで7回にわたり会議を開催し、毎回、様々な論点について議論していただきました。

そこで、今後作成する報告書の形をイメージしながら、これまで議論してきた内容について、それぞれのテーマごとに資料1から資料6という形で本日整理をし、お示しをさせていただきましたので、この概要について御説明させていただきます。

まず資料1を御覧いただきたいと存じます。

御承知のとおり、本検討会は県議会からの政策提言を受け設置され、課税自主権の活用等による山梨県にふさわしい税制のあり方として、地下水に着目した法定外普通税のあり方について幅広く検討してきたものであり、その経緯につきましては資料3にて別途説明させていただきますが、ここではそもそもの法定外税の検討の背景として、人口減少、少子高齢化、若年層の大都市圏への転出といった本県が陥っている負の連鎖の状況ですとか、自主財源が十分でない厳しい財政状況、こういった中であっても必要な施策を推進していくためには、自主財源の確保に積極的に取り組む必要があるという背景をまとめたものでございます。

報告書では「はじめに」などの導入部として記載する内容のイメージでございます。

資料2を御覧いただきたいと思ひます。

本県の財政状況については、第1回と第2回の検討会にて財政データを提示した上で説明をし、毎年度更新される財政の中期見通しについても、第3回と第6回の検討会にて提示をさせていただきました。

この資料は、各種財政データが表す本県財政の状況と、これまでの財源確保に向けた取組

みについて簡単にまとめたものでございます。

なお、ここで使用している財政データについては、本年度と昨年度の財政はコロナ対応による特殊な状況にありますため他の年度との比較に適さないことから、基本的にはコロナ禍前の令和元年度の財政データを使用したものでございます。

1 ページを御覧ください。

ここには「県税及び地方交付税等の推移」といたしまして、県税の伸びを大きく上回る交付税の減少がある状況を示してございます。

2 ページをお願いいたします。

2 ページには本県の自主財源比率が全国的に下位にある状況、3 ページには令和元年度における自主財源と依存財源、一般財源と特定財源の状況をそれぞれ記載いたしました。

なお、2 ページは他県との比較をするため普通会計ベースの資料としており、3 ページは県の決算が各会計年度で集計されるため一般会計ベースの資料としていることから、両者の自主財源の比率などに若干の相違が出ておりますので御承知置き願います。

4 ページには本県の県債等残高が高い水準で推移をしており、通常の県債等残高の削減に努めている状況を、5 ページには基金残高が今後減少していく見通しである状況を記載しておりますが、いずれも本県の財政の厳しさを示すものでございます。

6 ページをお願いいたします。

ここには、このように財政状況が厳しさを増す一方、県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するための施策を積極的に実施するためには、安定した自主財源の確保が不可欠であり、今回の課税自主権を活用した地下水に着目した法定外普通税の検討は、正にそのためのものであるということを示してございます。

なお、県といたしましては、これまでも様々な財源確保に向けた取組みを行ってきております。

そのひとつが7 ページにありますような県税の徴収率の向上でございます。

県は平成20年に山梨県地方税滞納整理推進機構を設立し、県職員を市町村へ派遣したり、市町村職員がその市町村の徴収困難案件を県に持ち込んで一緒に解決に取り組むなど、市町村と連携して徴収強化に取り組んでおります。

その結果、機構設置以前には全国でも下位にあった徴収率は年々向上してきております。ただ、令和元年度には98.8%にまで達しているため、今後の改善の余地というのは少なくなってきたという状況でございます。

このほか8 ページに掲げました歳入確保対策や9 ページ、10 ページに掲げました歳出の見直しなど、これまで県では財源確保のために様々な取組みを行ってございますが、こうした財源確保の取組みを全庁的に強化するため、令和2年10月には県といたしまして財源確保対策基本方針というものを策定し、公有財産の有効活用の推進ですとか新たな税外収入の確保策の創出、そして課税自主権の活用などのその他の歳入の確保を柱とした取組みの方向性を定めております。

現在行っている課税自主権の活用による法定外普通税の検討は、正にこの流れの中で進めているものということでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

法定外税の検討の経緯については第1回検討会にて政策提言に関する説明を行ったほか、第2回検討会では、委員から過去の法定外目的税における検討に関する詳細な御説明をいただいたところでございますが、第6回検討会において過去のミネラルウォーター税との違いについて明確にしておくべきであると改めて御指摘をいただきまして、先ほども、前回の議論を引っ張ってきている、そこから継続してきているところがあるじゃないかという御指摘もいただいたところでございます。

まず、検討の経緯を1ページでは過去の法定外目的税の検討、2ページで新たな法定外普通税の検討この2つに明確に区分をいたしました。

1ページは、平成17年6月に、県庁内の検討組織が山梨県の特性を活かした環境目的税を目指して「ミネラルウォーターに関する税を設けることが望ましい。」とする報告書を提出し、平成18年7月には、租税法、財政学や森林科学の専門家等による検討会が、森林整備に要する費用について「受益者負担の考え方から特別の受益を得ているミネラルウォーター業界に一定の負担を求めるミネラルウォーター税について、慎重に対応していくことが望まれる。」とした報告書を知事に提出した経緯を記載しているところでございます。

しかし、平成18年の報告書で慎重に対応すべきとされたのは、あくまでも森林整備に要する費用についての法定外目的税であるミネラルウォーター税であり、実は同報告書には、この法定外目的税であるミネラルウォーター税ではない他の費用負担の方法としまして、こちらに書いてございますように（1）ミネラルウォーターに関する税以外の法定外税と（2）の県民税の超過課税の方法が示されており、このうち（2）の県民税の超過課税に関しては、別途有識者会議にて検討され、その報告を踏まえ、平成24年4月から県民税の超過課税である森林環境税を導入するに至ったものでございます。

一方、（1）のミネラルウォーターに関する税以外の法定外税として18年の報告書で示されていた具体的な法定外税のアイデアは2つございました。

ひとつは地下水の使用量、採取量に応じて課税する方法、もうひとつが地下水を事業として県外に移出・販売することに対して普通税として移出税を課す方法でございました。

ただ当時の報告書では、このふたつの法定外税については、考えられる方法としての提示にとどまっており、検討会としてそれぞれの法定外税の可否の判断などは行われておりませんでした。

実際の平成18年報告書の記載では、前者の採水への課税に関しては「地下水資源や森林の保全を目的とした税ならば、ミネラルウォーターに関する税の基本的な仕組みを利用し、納税義務者の範囲を広げること等により、設計が可能だと思われる。」、すなわち、地下水を採取する目的や用途にかかわらず、地下水を採取する者を広く課税対象とし、地下水の使用量・採取量に応じて課税する方法ならば、課税の公平性に照らしても問題は少ないといえと記載されており、後者の移出への課税に関しましては、「特定の事業者が、地域の共有財産・資源ともいえる地下水を大量に採取し、地域外へ移出することによって利益をあげているという事実に着目するならば、共有財産を事業として県外に移出・販売

していることに対して、いわゆる移出税を課するという方法も考えられる。この場合、税の性格としては普通税とするのが当然だろう。」と記載してあります。

現在、検討会において検討している採水行為に対する課税である[案A]や移出行為に対する課税である[案B]に類似する法定外税のアイデアが、平成18年報告の当時から法定外目的税であるミネラルウォーター税とは別の、違う法定外税として認識され、かつ、当時の報告でも、この2つの法定外税のアイデアがいずれも否定的に記載されていなかったという事実は、前回検討された法定外目的税であるミネラルウォーター税と、現在検討している法定外普通税である[案A]及び[案B]とが明確に違う法定外税であるという根拠のひとつとして、重要であると思われます。

2ページをお願いします。

平成24年に県民税の超過課税である「森林環境税」を導入した後、森林整備や水源涵養などに関する法定外目的税に関する議論は行われておりませんが、平成30年度に県議会において法定外普通税に関する政策提言に向けた検討が開始され、平成31年3月に地下水に着目した法定外税導入に関する政策提言を可決し、知事へ提出。

この県議会からの政策提言を踏まえて本検討会が設置され、令和元年8月から本格的な検討がスタートしたところでございます。

これまでの検討会での各回の議論などはこの資料では割愛させていただいておりますが、先ほどの会長、委員の御指摘のとおり、プロセスについて丁寧に説明することが必要かと存じておりますので、その辺りを報告書に記載して参りたいと思います。

その後、令和元年12月には、提言内容について速やかに検討するとともに、その導入を決定することを求めるとした決議を県議会が可決し、その後も数次にわたり、検討の進捗等に関する議会質問をいただいているところでございます。

[資料4]をお願いします。

本県における地下水利用の状況について、1ページには県有林が占める割合が全国で最も高いこと、良質な地下水を産出する地形地質に恵まれ、水質にもそれぞれの地質に応じた特色があること、県として条例制定等により健全な水資源の維持に努め、ブランド力を高める事業を行っていることを記載しています。

これについては、第1回検討会で地下水保全条例の内容や施行状況、温泉法の施行状況、県の地下水保全・涵養等に関する事業について、第2回検討会で地下水の法的性質等について、第3回検討会では地下水の涵養に関する指針について、第4回検討会では水源取引の監視体制の強化について議論がなされたことを踏まえて記載したものでございます。

2ページをお願いいたします。

地下水の事業活動への利用について、第4回検討会では、県が採取量等を把握している井戸の吐出口の断面積が50cm²超の地下水採取者に関して業種別に区分した資料を作成して提示し、議論されたところではございましたが、ここでは、その業種別区分によると非常に多岐にわたる業種が対象になっていること、その中でも水道事業と製造業の割合が高く、製造業の中では飲料、電子部品の割合が高いことを記載してございます。

3ページは、製造業の中で採水量が多い飲料と電子部品についての近年の推移を示したも

ので、平成21年に最も多かった電子部品が大幅に減少してきており、平成25年以降、飲料が最も多い業種になっていることを示したものでございます。

4ページをお願いします。

4ページには本県のミネラルウォーターの生産量が一貫して全国1位で右肩上がりに推移しており、全国シェアが40%を超えている状況であり、面積で全国の1.18%、人口では0.64%しかない本県において全国シェア40%を超えている状況は、他にはない状況であることを示してございます。

5ページには、第4回検討会における委員からの指摘を踏まえ、令和2年に県が調査し、第5回検討会にて結果報告をいたしました地下水利用状況調査において、調査対象となった製品の地下水含有量の総量中、飲料の地下水含有量が約93%を占めていたという状況を記載してございます。

資料5をお願いいたします。

地下水に着目した法定外普通税の検討についてでございます。

今回の法定外税の検討にあたっては、第2回検討会において、県議会からの政策提言を受けて、それについて更に検討するという性格から、地下水に着目した検討に限定するとの方針を決定し、地下水に関する税として考えられる採水と移出についての課税のアイデアについて、第3回から第5回の検討会においては、想定される課税客体、課税標準及び納税義務者等について幅広い観点から論点整理を行い、この論点整理を踏まえ、第6回検討会では、制度化の可否の検討も視野に入れた**案A**と**案B**を提示し、熱心な御議論の上、基本的には移出行為に対する課税を中心にまとめていく方向に集約されたところでございます。

この**資料5**は、第6回検討会の検討資料をベースにし、委員からの御指摘などを踏まえ、一部加筆修正したものでございます。

案Aと**案B**の内容については第6回で詳細に説明しましたので、本日は今回加筆修正した部分を中心に説明させていただきます。

1ページには、各税制案の検討プロセスといたしまして、県の調査により、非常に多岐にわたる業種において地下水採取の実績があることが把握でき、その中の製造業について調査した製品の地下水含有量のうち、全体の約93%を飲料が占めている実態が把握できたこと、更に、大規模採取者が製造する飲料の地下水含有率を調査した結果、ほとんどが地下水を70%以上含んでいるという実態がわかったこと、それを踏まえて、**案A**と**案B**についての検討を行ってきたという一連のプロセスを記載いたしました。

2ページからが**案A**の説明でございますが、第6回の資料と違うところでいきますと、2ページの右下のところに量水器の設置費用の表を追加させていただいております。

これは、上段の説明のところでございます「全採水地点での量水器の設置等の新たな仕組みを構築する必要がある。」との説明の参考データとして追加したものでございます。

5ページからが**案B**の説明でございますが、6ページの下段に、対象となる地下水をそのまま製品化した飲料の定義に使っている内容として、ミネラルウォーターの品質表示ガイドラインをどうして使用したのかという理由ですとか、天然由来の炭酸地下水の扱いをど

うするのだろうか、また、7ページの上段には、第6回に委員から質問がございました氷雪を含める理由についてコメントを入れさせていただきました。

その他、今回の資料4の「本県における地下水利用の状況」に第6回検討会で使用した表を幾つか入れましたので、重複を避けるため一部の表を削除したものでございます。

最後の13ページには、第6回検討会にて基本的には移出行為に対する課税を中心にまとめていく方向に集約された点と、その検討会にて各委員からいただいたコメントをまとめて記載したところでございます。

資料6をお願いいたします。

今後の制度設計にあたっての留意事項です。

これは第6回検討会の資料3についての議論を踏まえまして、中小企業への配慮、免税点に関しては資本金のみを指標とするよりも免税点の対応とすることが望ましいとしたものでございます。

税率については、税率設定にあたってはできるだけ事業者の経済活動における選択を歪めることのないよう留意するとともに、事業者負担が著しく過重とならないようにする必要がありますとの基本的な考え方を、義務履行担保措置としての罰則等につきましては、第6回検討会にて、罰則を入れる必要性ですとか他税目と比較した意見を頂戴したことを踏まえ、新税特有の課税事務を想定した上で、その内容や程度等を検討すべきと記載いたしました。

最後の導入時期の部分でございしますが、第4回検討会にて新型コロナウイルス感染症の影響による経済悪化の状況に関する議論として、検討会の議論においては景気の動向とは別に税の理論的なあり方を議論すべきだと思いますが、導入すべきという方向が出た場合に、導入の時期については留意する必要があるとの指摘があり、会長からも導入時期については、理論的なあり方の話とは別に報告書でどのように取り扱うべきか相談させていただきたいとの考えをいただいたことを踏まえ、新税の導入時期については「新型コロナウイルス感染症による経済の影響等を勘案し、総合的に検討すべき。」と記載したところでございます。

資料の説明は以上でございします。

よろしくをお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

それでは只今御説明いただいた全体のテーマごとの取りまとめ内容や流れについての御意見をお願いしたいと思います。

まず資料1と資料2は、これは併せて見ていいかと思いますが、これは元々、この検討会を始めたところからありました検討の背景それに関連する財政状況等になりますが、こちらにつきましては何かコメントなどございますでしょうか。

どうぞ。

(委員) すいません。

やはり財政学者ですので、この財政状況については詳しいといえますか非常に気にかかるところであります。

資料1よりは資料2の方ですけど、法定外税を提案する場合には、やはり県民の方からしても財政状況はどうなんだろう、特に行政改革は実施しているのかなというところが非常に重要な部分ですので、ここは事務局の方にしっかりと書いていただきたいなというふうに思っています。

ただ当然これは独自課税ですので、その県、もしくはその市町村の財政状況という話にはなるのですが、財政学者が一番よくわかっているところではありますが、財政状況が厳しいというのは、あくまでも全国的な状況の中のひとつですので、何も山梨県の財政状況が単独で悪いですとか山梨県の怠慢でこうなっているのだとかいう批判は出ないとは思いますが、その点についても少し触れた方が良いのではないかと思います。

どこの自治体も国とのやりとりの中で相当に絞られてきていて、専門用語になってしましますが、実際に地方交付税が減少しているというのは山梨県が悪い訳ではなくて、全国すべての都道府縣市町村が同じ被害を被っている訳ですので、特に2000年以降の交付税の削減、約6兆円以上削られている訳ですから、どこの地方自治体も厳しい。

ですので、私のところにも法定外税を作りたい、それぐらいに切羽詰まっているんだという相談に来られる自治体がかかなりいらっしゃるというのは事実ですので、2番目の資料2のところ、そのようなことを少し触れた方が客観的には説得力が増すかなという気はします。

県税が落ちていますよ、交付税も減っていますよというのは、これももう日本全国、我々財政学者は本当に悲鳴に近い声を聞いていますので、少しその辺りにも触れていただければなというふうに思います。

ですので、こちらは後の方にしようかなとも思ったのですが、資料6の留意事項の最後の導入時期のところになりますけど、今の話からすると、コロナ禍ということなので総合的に検討すべきということですが、これについては私も基本的に賛成ですけども、このところに、やはり財政状況全国的に自治体の財政状況、地方財政が全般的に悪化しているので、それも含めて総合的に検討すべきと、両方のバランスを入れておいた方がよろしいのかな、というのが私からの意見になります。

以上でございます。

(会長) はい、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

今御指摘いただいた点をどのように反映させるか、また御相談させていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

(委員) よろしいでしょうか。

(会長) お願いします。

(委員) はい、ありがとうございます。

私、今のお話を聞いていて第1回目だったと思いますけれども、会長が、一体この税の課税根拠は何でしょうかという問題提起をしたことを思い出したのですけれども、やはりひとつは、率直に言えば財政目的の税ではあるけれども、それに補足するというかそれをさ

らに強化するという意味では山梨県の貴重な資源を保護していくというところにあると思いますけれども、でも、もし財政の問題がなければこの新税の導入ということはなかったと思いますから、やはりこの税の大きな目的が財政目的であるっていうことを前面に出していいと思います。

そうなりますと、やはりこの税を入れた場合にどのくらいの税収が見込めるのかという数値的なものも入れていく、そこから軽減税率や特別措置などを入れていくと減るとはいえ、ざっくりどのくらいの税収なのかというところを県民の皆さんに示して、事業者の皆さんにも示して、どういう規模のものなのかというところを示す必要があるかなというふうに思いました。

以上です。

(会 長) ありがとうございます。

前の検討会の中でも、あくまでも概算ではありますが案Aと案Bとで、課税標準の量としてどれくらいになるのかというものを事務局からいただいたことがございますので、税率を当てはめれば出ないことはないのでしょうか。

ただ、数字を出すどうしても一人歩きしやすいものですので、ちょっと表現の仕方を工夫させていただければと存じます。

事務局としてもそういう形で良いでしょうか。

(事 務 局) 事務局といたしましても先ほどおっしゃることは理解できるのですが、一方で留意事項の中で税率につきましては、各委員の御意見をいただく中で基本的な考え方以外は、具体的な数値をいただくといった形にならないものですから、額を出すということは難しいんですが、どんな書きぶりになるかということをお会長と相談をさせていただきたいと思えます。

(会 長) ということになりますので、御理解ください。

できるだけこの点も工夫したいと思えます。

他にいかがでしょうか。

ちなみに財政関係の資料はコロナ禍前のデータということになっておりますが、コロナ関係の直接的な支出は国の負担で行われているということでございます。

ただ、コロナの中長期的な財政経済への影響となりますと、恐らくはまだまだ見通しが立たないということだと思えます。

次に資料3になりますが、こちらはこれまでの検討の経緯ということで、皆様御承知のところだと思えます。

資料3で示しているのは、こういったものになりますけれども、この点については更にこの検討会の各回でどういう議論をしたかというのをできるだけわかりやすく示せるようにしたいと考えているところでございます。

資料3の2ページ目の、令和元年8月のところの※印ですが、令和4年3月に報告書を取りまとめたと書いてあるのですけれども、まだ先の話でして、取りまとめられればいいなと思っております。

(事 務 局) 大変失礼しました。

年度内に取りまとめるというイメージで書いてしまいました。

(会長) **資料3**につきましてはいかがでしょうか。

お願いします。

(委員) これも各委員がおっしゃっていたことの繰り返しになってしまいますけれども、書き方の工夫が必要かとは思いますが、**資料3**の1ページ(過去の法定外目的税の検討)と2ページ(新たな法定外普通税の検討)は明確に違いますよということは是非入れていただきたいと思います。

特に委員に御発言いただいた「幅広く、あくまで段階を追って。」という、委員が御懸念を示されたような「狙い撃ち」ではないというところ、1ページ目(過去の法定外税の検討)は狙い撃ちだけれども、2回目(新たな法定外普通税の検討)に我々が議論してきたのは、少なくとも「狙い撃ち」ではないというところに一番注意をして、最初は幅広く入って行って絞り込んでいったんだというプロセスがわかるようなキーワードだったり、議事録からの抜き出しだったりを是非していただければなというふうに思います。

やはりメディアの方と接していても一番に言われるのが「前は狙い撃ちでしたが、今回はどうなんですか。」というような御質問が多いので、ここは一番注意をしていましたし、特に他の委員からも狙い撃ちにならないように幅広く入って行って絞り込みましようねという御発言を繰り返していただいていたので、是非そこは取りまとめるのところでわかるようにしていただければなというのが私からのお願いになります。

よろしくお願いたします。

(会長) はい、ありがとうございます。

この点は、これまでの検討会の中でも出てきたことでございますので、できるだけ上手く示せるように努めたいと存じます。

どうぞ。

(委員) 今の**資料3**に関わるところで、先ほど応益原則の話も出たところと絡むと思うんですけども、今回というか、前は目的税にしてその支出面まで拘束するような形で検討されたと思うのですが、今回は法定外普通税ということで、その調達した財源をどこに重点的に配分するかどうかというのは、それも議会で決めるというふうになっています。

つまり、今回は調達した財源を何に使うか、一般会計の方に入った後の財源としてどういう施策に配分するかは、予算のメカニズムに組み込まれて決定すると想定しています。報告書ではこの目的税と普通税の違いのところも、先ほどの応益原則との関わりで話もできるようなところだと思います。

料金的な、疑似市場的な料金として、ある特定のサービスと税を紐づけるという形でとらえるものではなくて、あくまでも調達した財源でニーズを満たすものであって、そのニーズの満たし方自体を、県民の方々のところで決めていくためのその財源だというような発想を持っているというところは、委員の先生方の先ほどの議論に付け加えて、敢えて申し上げておきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。

この点、目的税と普通税との違いという点についても、少し注意したいと存じます。

(委員) もう一個いいですか。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 先ほどの、その絞り込むプロセスというのを丁寧に御説明いただいて、このプロセスを説明することは、やはり極めて大事だと思います。

製品等に含まれる地下水の割合をどこの水準にするのかということを含めて、議論の俎上に上るような選択肢ではないかなという気がしています。

書き方の問題だとは思いますが、色々とラインを入れると、そこというふうに関心を持って見ているかのようにも見えるので、検討会でも決め打ちではないという議論でやってきたと思いますので、ここに絞り込むとこういう感じで、ここに絞り込むとこういう感じでといった表現の方が良いのかなという気がしています。

製品等に含まれる地下水の割合をどこの水準にするのかというところは、税率等や税収との関連で色々と変わってくるころだと思いますので、ラインを色々入れすぎると、そこで区切っているかのような印象を与えてしまう懸念があるかなという気がいたします。

(会長) ありがとうございます。

これは次の資料4や資料5のところの色々出てくる訳ですが、この点には注意したいと存じます。

ありがとうございます。

では他に資料3についてはよろしいでしょうか。

それでは続きまして資料4、本県における地下水利用の状況ですけれども、この点については既に、表やグラフで線を引くときは慎重にという御指摘をいただいたところでございますが、他にコメントなどございますでしょうか。

どうぞ。

(委員) はい、すいません。

委員のおっしゃっていることは、まさにそのとおりだと思います。

ただ報告書の作り方とすれば、事務局としては赤ラインを入れたいのだろうということなので、ここの書きぶりについてくどくなってもいいと思いますけど、絞り込んだ結果としてこの線が出ましたよという意味がわかるような引き方、ラインを入れるのであれば、これはあくまでも事前に引いた線ではなくて、審議の結果絞り込んだ末の落としどころですよというのがわかるようにやっていただければなというのが私からの付加えになります。以上です。

(会長) はい、ありがとうございます。

それではお願いします。

(委員) これ意見ではなくて、少し確認をさせていただきたいということになるんですが、3ページの産業別の1日当たり井戸水使用量の推移というところでは、

先ほど御説明いただきましたとおり、電子部品の井戸水使用量が非常に減っています。

これは電子部品の工場などが、県外進出してしまった、つまり、何かの理由で山梨の水を使わなくなったからなのか、それとも、やはり節水などの努力をなされたからなのか、何か見解があったら教えていただきたいと思います。

(会 長) はい、いかがでしょうか。

(事 務 局) はい、水の需給について調べている部署の報告などでいきますと、電子部品などが減っているのは回収率が上がってきているということが一番大きな要因として挙げております。実際にそのような状態になっているのかなというふうに考えております。

(会 長) 回収率というのは、つまり水を繰り返し利用しているということでしょうか。

(事 務 局) そのとおりでございます。

一度回収して、それをまた再利用するという、その率が上がってきているというふうに言われています。

(会 長) はい、ありがとうございます。

(委 員) ありがとうございます。

(会 長) それではお願いします。

(委 員) 先ほど、線引きを取ってしないほうがいいのではないかという御意見がありましたけれども、私もその御意見には賛成ですね。

案Aと案Bがあった場合に、この検討会の結論として案Bの方が望ましいのだというふうにとられてしまうと、狙い撃ち感というのが強まるような気がしてですね、案Aはあくまで技術的に、或いは効率性の観点から見て、徴収のためのコスト等、色々な観点から見て、こういう問題があると。

案Bについても、先ほどの案Aのような難点はないけれども、公平性の観点から見ていくと同じ地下水を利用して営利活動を行っているけれども、ある業種は課税の対象とならず、ある業種は課税の対象になってしまうところをきっちり説明できているかというところ、第6回の議事録を拝見しましたけれども、聞いている方にとっては恐らくまだ疑問が残る点が積み残されているのではないかというふうに感じております。

そういう意味で案Bの方が望ましいというふうを受け取られてしまうような書き方は慎重になった方がいいのかなというふうに感じております。

以上になります。

(会 長) どうもありがとうございます。

こちらは資料5になりますかね。

(委 員) 資料4でもですね、飲料というのをターゲットに定めてしまっているプロセスを見せているような、そういう印象を与えるのではないかという懸念があります。

(会 長) 承知しました。

ありがとうございます。

資料4につきましては委員の皆様から幾つかの御指摘をいただきましたので、書き方を工夫してみたいと思います。

また案Aと案Bの話につきましては資料5の方で御意見を伺いたいと思います。

資料4で更に御指摘はございますでしょうか。

(委 員) すいません、よろしいでしょうか。

(会 長) はい、どうぞ。

(委 員) そういう意味で言いますと、例えば3ページ目のグラフで先ほど、電子部品の方は水を再

利用するという事で使用量が減ってきていると言うお話がございましたけれども、そうであれば同時に、飲料メーカーが行っている水源涵養のための取組み、それでどれだけ貢献しているのかというところも書いた方がフェアになるのかなというふうに感じました。以上になります。

(会長) はい、ありがとうございます。

そうですね、その点もまた検討したいと思います。

では他によろしいでしょうか。

どうぞ。

(委員) すいません、ちょっと話がよくわからなくなってきてしまったのですが、第6回の最後は、**案A**と**案B**について、**案B**の方が良いという結論になったのではなかったのではないのでしょうか。

なので、そこからひっくり返ってしまうと、何を今議論しているのかなと思ってしまいますけれども。

すいませんが、第6回検討会の結論について確認していただければと思います。

確か第6回検討会議事録の結論は、**案A**は無理なので、**案B**の方でまとめるという話になったような気もするのですが、会長いかがでしょうか。

(会長) その点また**資料5**に入ったところでお伺いしようと思っていたところですが。

(委員) もう**資料5**に行った方がよろしいような気がしますけど。

(会長) どうでしょう、そういうことであれば**資料5**に行ってしまうすかね。

では**資料5**を御覧いただきたいのですが、先ほどの事務局の説明の中でもございましたように何回も検討してきたものでございますので説明自体は簡単になっておりますが、色々説明があった上で資料の13ページのまとめのところ、基本的には移出行為に対する課税を中心にまとめていく方向に集約されたということになっていたかと思いますが、この辺りについて委員の皆様から何かコメントございますでしょうか。

(委員) 先ほど幅広に入って絞り込むところを他の委員もずっと気になさっていましたし、私も気にしております、そのプロセスをやってきた訳ですから最後に絞り込んで当たり前だと思いますね。

今の委員の言い方をしてしまうと「絞り込みませんよ。」という話をされているので、今までやってきたことが何だったのかなという話になってしまいますので、最後に絞り込んだことが悪い訳ではなくて、狙い撃ちで絞り込んだ訳ではなくて、あくまでも幅広で公平に考えていって、できることできないことを検討していったら最後はこうなりましたというのが絞り込みなので、ここがまた「狙い撃ちじゃありませんか。」と言われないようにする努力が必要ですが、ここまではやりましたよというのを出さないと我々が何をやってきたのか全くわからなくなってしまいますから、私は先程からずっと絞り込みは当たり前のことかなというふうに思っていたのですが、いかがでしょうかという意見です。

(会長) はい、ありがとうございます。

(委員) 私は事情がありまして第6回検討会には出席できなかったものですから、つい先ほどこれまでの議論をひっくり返すような発言をしましたがけれども、その点は率直にお詫びいたし

ますが、趣旨はですね、色々な観点から検討して案Bが実現可能性の観点から考えて最後に残るという書き方は妥当かと思うのですが、ただ、これが望ましいんだというふうに書いてしまうと、また案Bの方も色々検討事項が残るといような書き方になるかと思しますので、これが最も望ましいんだという書き方、そういうふうに取り取られてしまうような書き方は慎重に配慮すべきかなというふうな趣旨でございます。

案Bに絞り込むのが良くないという趣旨ではございませんので、その点は誤解のなきようをお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。

まず、最後、取りまとめについては、恐らく案Aと案Bは示しながら、委員の意見とすれば、ここの表現にあったように「移出行為に対する課税を中心にまとめていく方向に集約された。」と、そういった書き方になるのかなと思っておりますが、その上で更に案Bに関する課題についてはまた資料6の方で示していくと。

私がイメージしていたのは、そういうスタイルでございます。

ですから案Aを全く示さないということではありませんが、だからといって絞り込みをしないというつもりでもなかったということ、恐らくそれがこの検討会の委員の多数の御見解かなというふうにご覧いただいております。

それではこの資料5のところにつきましても、こちらの方は確か第6回でかなり議論したところではございますが、さらに御指摘等ございますでしょうか。

(会長) では、先に資料6の方を見て、最後にまたまとめてお話を伺うということにしたいと思っておりますが、資料6では留意事項ということで、今のところ、ここにあるような事項がございませぬけれども、これに更に本日御指摘いただいた点なども加えていきたいと存じます。

(1)の免税点などのところにつきましては、これによって税が複雑化しないようにといったような指摘が入るとかですね、導入時期のところにつきましては地方財政全般の状況にも触れてはどうかといったところとかですね、あとはですね、これは私の申し上げたことですが、県の地下水条例との整合性といいますかそういったことですかね。

留意事項につきまして、更に御指摘などございますでしょうか。

(委員) 最終的にはまとめた結果になると思うのですが、過程として、これらを元に各団体の意見をお聞きしておりますので、そういったものをこれに入れてですね、今後、議会の中で判断する上でも最終的な資料になるような形にしたらいかかかと思っております。

これまでの経緯からすると、そこがあって最終的にまとめというふうな段階になろうかと思っておりますので、この辺の入れ方というのを考えていただければと思います。

(会長) はい、ありがとうございます。

ポイントは、各団体の意見なども添付資料というか参考資料というか、そういう形になりますでしょうかということでございます。

これについては、そのような形で公表することについて、既に先方の了解は得られているということでございます。

では他にいかがでしょうか。

お願いします。

(委員) 留意すべき点というか、業界の方の考え方というか、理解はしていただけないかもしれませんが、先ほど委員からもお話がありました涵養活動については、私たちが評価しているということを最後の書き方の中で触れていただけると良いのかなと思います。

涵養活動というものを県がどう評価しているのか。

例えば極端な話ですね、涵養活動はしなくてもいいから税を導入したいというような極端な例はないとは思いますが、業界側としてみれば、やはり水を再生するというか、そういうことに対して協力をしている上に更に税がかかるということは、確かに事業活動としてみれば中々納得いきにくい部分があるかもしれないというふうに考えます。

なので、その評価はした上で、やはりそうはいつでも、税も入れさせてもらいたいというようなことがある程度理解していただけるといいかその方向で、何か最終的に評価的なものを入れてもらうといいなというふうに感じます。

以上です。

(会長) ありがとうございます。

私も先ほど県条例との整合性ということを申し上げたのですが、県の地下水の条例というのは、これは基本理念であるとか或いは県や事業者の責務など定めていて、ある意味基本法的な位置付けのものだと思いますので、県の施策にあたっては、それとの整合性を取ることが望ましいのではないかと考えておりますが、こちらについてはデータは示せると思いますが、それへの評価というのがどのくらい示せるかは何ともの。

どうぞ。

(委員) 一番最初の第1回かな、第2回かな、かなり突っ込んでお聞きしました。

もう御担当者が違うので何ですが、私は別に変な先入観は持っておりませんが、単純に緑地を増やせば水がどうにかなるとするのは非常に懐疑的に感じざるを得なくて、水源涵養という言葉は綺麗なんですけど、中身はただ緑地を増やしているだけの話ですので、正直これでいいのかなと感じるところはあります。

ただ条例でそういうふうに定めがあるので、それを否定する訳にもいかないのですが、個人的な感覚からすると、あまりそこに拘ってしまうのも残念に思います。

単純に、緑地を買ったらそれで済むのかという話で、本当に涵養になっているのかな。

ただ、これを突っ込んで聞いても、科学的な知見が得られないというお答えでしたから私も迷っていて非常に気持ちの悪い部分なんです。

多分、委員も同じような気持ちをお持ちなのかなと思いつつ発言しておりますけれども、本当に役に立っているのであれば認めてあげたいのですが、ただやはり、ただの緑地かと思ってしまうと、そこに引っかかって進まないというのも嫌だなという気持ちがあるので、私はこの点については両極端な考えとなってしまいます。

ですから、無視はできないけれども、あまり重視するのも難しいのかなというのが個人的な意見でございます。

(会長) ありがとうございます。

ここは、私も自分でも指摘して中々どうしたらいいのか難しいところで、ちょっと工夫してみたいと思います。

他に、**資料6**につきましてはいかがでしょうか。

それではお願いします。

(委員) 今の水源涵養等の話については、確かに加味すべき行為だと思います。

ただ、今回は地下水を移出する行為に対する課税などを考えているので、水源涵養をするということに関して、加味するとすれば、それは今回の課税の中でというよりも、例えば歳出の方で予算を付けるとか、そういった面で何らか関わっていくということが筋なのかなという気がします。

報告書の中心も、課税の行為としては、移出の行為に対して税をかけるということですが、全体のトーンとしては、水源涵養活動等を含めて地下水というものをいかに価値を保たせて大事にしていくかという発想ですといった書き方なのかなという気がいたしました。

(会長) はい、ありがとうございます。

私が割と最初の方から申し上げていたのは、結局税を取るという形にするにしても、或いは一定の義務付けをするにしても、事業者にとっては負担であることには変わりがないということがありますので、その点を見捨てるのは条例の理念からしても良くないのかなということをお願いしてきた訳でございます。

今の委員の御意見も踏まえまして、この辺り中々まとめ方が難しいところではございますが、検討、工夫してみたいと思います。

他に全体的にいかがでしょうか。

よろしいでしょうかね。

それでは、ありがとうございます。

それでは本日いただいた御意見を踏まえて、今後、報告書案の作成を進めて参りたいと思います。

それでは、今後の流れにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。

事務局から御説明をさせていただきます。

具体的には本日の**資料1**から**資料6**までの説明内容を基にいたしまして、本日いただいた御意見も踏まえた形で会長と相談しながら、まず報告書の原案を作成させていただきまして、できるだけ各委員の皆様から御意見を伺いながら第9回の検討会に提出する報告書の作成をしていきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

(会長) はい、ありがとうございます。

只今事務局から説明のありました方法により作業を進めていきたいと思いますが、第9回検討会にて提示する報告書の案の作成については事務局に調整をお願いしたいと思っておりますので、会長に一任していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それではそろそろ終了の時刻となりましたので、本日の議題はここまでとさせていただきます。

それでは次回の予定について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日は熱心な御審議をありがとうございました。

次回の開催時期でございますが、山梨県の県議会が3月の下旬までございまして、その後になります。3月28日を予定しております。

報告案についての検討をお願いしたいと思っておりますので、何卒御理解と御協力をよろしくお願いたします。

(会長) 何か御質問などございますでしょうか。

それではこれで議事を終了しますが、その他ということ何かございますでしょうか。

(委員) 次回で報告書について検討して、それで、次回が最終回というふうなことでしょうか。

(会長) 事務局の方ではいかがでしょうか。

(事務局) 報告原案を作ったうえで、第9回の報告案を出させていただく中で、そこで取りまとめとすることができればというふうに現時点で思っているところでございます。

(会長) ということでございます。

ちなみに、今の任期は確か本年度末まででしたね。

(事務局) この審議会につきましては、県の附属機関条例に基づきまして、告示に基づく附属機関とさせていただきます。

告示は1年以内の任期を設定するというなかで前回10月25日から始めさせていただいておりますので、テクニック的には告示が伸びれば任期を伸ばさせていただくことは可能ではございますが、現時点で3月末の任期ということで、その間での検討ができるように鋭意やっていきたいと思っておりますが、今後状況が変わりましたら御相談をさせていただければと存じます。

(会長) ということでございます。

他によろしいでしょうか。

それでは事務局にお返しいたします。